

# 高齢者虐待防止のための指針

株式会社データベース

## 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。よって、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

当法人では、入居者への虐待は、人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止、予防とともに早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- (1) 身体的虐待: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴力を加えること。
- (2) ネグレクト: 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他高齢者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待: 高齢者に対する著しい暴言または拒絶的な反応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待: 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待: 高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

本事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって各施設に「高齢者虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### ①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

### ②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・施設長
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・看護師
- ・身体拘束虐待防止委員
- ・その他必要に応じ委員を指名する

### ③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は年2回以上開催する。

虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。

#### ④高齡者虐待防止委員会の役割

- ア)虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ)虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ)職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ)虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ)虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ)虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- キ)再発の防止策を講じた際に、その効果について評価すること

#### ⑤高齡者虐待防止の担当者の選任

高齡者虐待防止の担当者は、身体拘束・虐待防止委員長とする。

### 3 高齡者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齡者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

#### ①定期的な内部研修の実施

すべての職員は、年に少なくとも一度はこの研修を受ける。研修は、職員の知識とスキルを更新し、虐待防止に関する意識を高めるために重要である。

#### ②新規採用者への研修

新規採用される職員には、入職時に必ず虐待防止研修を実施する。これにより、新たな職員も事業所の虐待防止方針を理解し、実践する能力を身につける。

#### ③研修実施記録と保管

実施した研修について、研修内容(研修資料)及び出席者を記録し、記録の保管を行う。

### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合に対応するための以下の基本方針を定める。

#### ①迅速な報告

事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齡者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、ただちに高齡者虐待防止担当者へ報告し、速やかな解決につなげるよう努める。同時に、速やかに高齡者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、地域包括支援センター等関係機関に報告もしくは通報する。

#### ②事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

### ③被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。

### ④養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

### ⑤虐待者が職員の場合

虐待者が職員であることが判明した場合には、厳正に対処する。これには、必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる。

## 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

虐待等が発生した場合に対応するための明確な相談・報告体制を整備し、職員および利用者が安心して相談や報告ができる環境を提供する。

### ①相談窓口の設置

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する。相談窓口は、2条⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とする。

### ②報告内容の適切な扱い

報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。

### ③報告者へのサポート

報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し、報告による不利益が生じないように配慮する。

## 6 成年後見制度の利用支援

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、入居者及びその家族等に対して、成年後見制度の情報提供を行なうとともに、社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法

### ①苦情受付窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。この窓口は、利用者が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

### ②苦情の迅速な対応

受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて、適切な対応や措置を講じる。

③透明性の保持

苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

④解決策の検討と実施

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。

⑤苦情処理の記録と評価

苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

**8 利用者等に対する当該指針の閲覧について**

当指針は、入居者及び家族等がいつでも閲覧ができるように施設内に掲示するとともに、事業所のホームページに掲載する。

**9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項**

第3条に定める研修のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

付則

令和6年4月1日より施行します。